



福岡県医発第1105号(地)

平成22年 8月20日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

乳幼児医療費支給制度拡大及びこども医療費支給制度創設について

今般、豊前市及び上毛町より、子育て世代の家庭の負担の軽減、また、こどもがより安心して医療が受けることができるよう、乳幼児医療費請求制度の拡大及びこども医療費支給制度を創設することとし、本年10月1日より実施する旨、別添のとおり両市町の連名にて通知が参りましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 両制度の内容につきましては、別紙1「豊前市・上毛町乳幼児・こども医療費支給制度について」をご参照下さい。
- 2) 豊前築上医師会及び京都医師会宛には同様の通知が直接なされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



22 豊 市 医 第 71・1 号

22 上 健 福 第 84 号

平成 22 年 7 月 30 日

社団法人 福岡県医師会

会長 松 田 俊 一 良 様

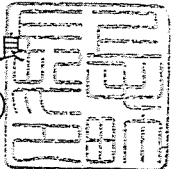
豊前市長 釜 井

(市民健康課医療保険係)



上毛町長 鶴 田 忠 良

(健康福祉課福祉医療係)



乳幼児医療費支給制度拡大およびこども医療費支給制度創設について (お願い)

拝啓

盛夏の候、貴会におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より豊前市および上毛町の医療行政につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、豊前市と上毛町は、子育て世代の御家庭の負担を軽減し、こどもさんがより安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費支給制度の拡大と、こども医療費支給制度の創設を本年10月1日から実施することといたしました。

つきましては、制度の内容および取り扱いについて、別添のとおりお知らせいたしますので、制度実施に際しまして御協力を御依頼を申し上げたいと存じます。

なお、豊前築上医師会様、京都医師会様にも同様の通知をお送りさせていただき、御協力を御依頼申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、新たな医療費支給制度の実施にあたりまして、何卒御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



豊前市・上毛町 乳幼児・こども医療費支給制度について

豊前市と上毛町では、平成22年10月1日から、乳幼児医療費支給制度の拡大と、こども医療費支給制度の創設をすることとなりました。この制度を導入していただくにあたり、助成の内容についてお知らせいたします。

受給対象者

＜乳幼児医療＞

小学校就学前(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)までの乳幼児

＜こども医療＞

小学校就学(6歳に達する日以降の最初の4月1日)から、中学校終了(15歳に達する日以降の最初の3月31日)までのこども

※生活保護の受給者、福祉施設(医療費が措置される施設)に入所中の方は対象外です。

※保護者の所得制限はありません。

医療証について

受給対象となる受給者に「乳幼児医療証」または「こども医療証」を交付します。

＜医療証の色＞

乳幼児医療証、こども医療証、ともに現行の乳幼児医療証と同じ(ラベンダー色)

＜公費負担者番号＞

乳幼児医療、こども医療、ともに現行の乳幼児医療証と同じ

豊前市 81400152 上毛町 81401317

助成される医療費の範囲

乳幼児医療 … 入院、入院外、調剤 が対象

こども医療 … 入院のみ対象

一部自己負担金について

入院、入院外、調剤、いずれも無料

※入院時の食事代、居住費および医療保険適用外の費用については本人負担。

他の公費負担医療がある場合

国や県が実施する公費負担医療(自立支援医療、養育医療、特定疾患等)が適用される場合は、乳幼児医療証、こども医療証は使えませんので、その公費負担医療の自己負担額を窓口で徴収してください。後日、受給者がその領収書をもって豊前市および上毛町へ申請することで払い戻しになります。

こども医療費の請求方法について

こども医療費につきましては、現行の乳幼児医療費と同じ方法でご請求ください。

<福岡県の医療機関等>

福岡県国民健康保険団体連合会を經由して請求

<大分県の医療機関等>

九州東芝エンジニアリングを經由して請求

こども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の優先順位について

重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの方にも、こども医療証は交付されます。この三つの公費は有利な制度を受けてよいこととなっていますので、窓口で複数の医療証の提示があった場合は、最も受給者の負担が少ない制度を適用していただきますようお願いいたします。

<各制度の一部自己負担金>

制度名	一部自己負担金 (窓口での本人負担)		
	入 院	入 院 外	調 剤
こども医療	無 料	助成対象外	助成対象外
障害者医療	500円/日(月上限20日) 低所得(減額認定証を提示した場合)は、 300円/日(月上限20日)	500円/月	無 料
ひとり親医療	500円/日(月上限7日)	800円/月	無 料

<お問い合わせ>

豊前市役所 市民健康課 医療保険係

〒828-8501 豊前市大字吉木955

TEL 0979-82-1111

上毛町役場 健康福祉課 福祉医療係

〒871-0992 上毛町大字垂水1321-1

TEL 0979-72-3111